

新	旧	備考
<p>貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）の引受基準について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00084 沿革 <u>平成30年8月1日</u> 一部改正</p> <p>この規程は、貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00030。以下「特約書」という。）により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した銀行等との保険契約に適用されるものであり、特約書第3条（特約書附帯別表第2）の保険契約締結の制限及び保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。なお、貿易代金貸付契約（2年未満）とは、「別紙1 2年未満案件の解釈等」によるものとする。</p> <p>記</p>	<p>貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）の引受基準について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00084 沿革 <u>平成30年7月10日</u> 一部改正</p> <p>この規程は、貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00030。以下「特約書」という。）により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した銀行等との保険契約に適用されるものであり、特約書第3条（特約書附帯別表第2）の保険契約締結の制限及び保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。なお、貿易代金貸付契約（2年未満）とは、「別紙1 2年未満案件の解釈等」によるものとする。</p> <p>記</p>	
<p>1 基本的引受基準</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 貸付契約の資金が「別紙6 <u>WTO協定における農業に関する協定の対象品目</u>」に掲げる各品目を輸出貨物等（輸出貨物又は仲介貿易貨物をいう。）に含む輸出契約等の代金の支払に充てられる場合、当該貨物に係る船積日から最終償還日までの期間が18月を超える貸付契約について、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に保険契約の申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p> <p>(9) <u>公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象となる貸付契約については、以下のとおりとする。</u></p> <p>① <u>「別紙7 公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象国」1に掲げる国を貸付契約の相手方（貸付契約の締結の相手方と貸付金等を償還する者が異なる場合は、貸付金等を償還する者とする。以下①及び②において同じ。）の所在する国又は保証銀行の所在する国（保証銀行が支店の場合であって支店と本店の所在する国が異なる場合は、本店の所在する国とする。以下②において</u></p>	<p>1 基本的引受基準</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 貸付契約の資金が別紙6に掲げる各品目を輸出貨物等（輸出貨物又は仲介貿易貨物をいう。）に含む輸出契約等の代金の支払に充てられる場合、当該貨物に係る船積日から最終償還日までの期間が18月を超える貸付契約について、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に保険契約の申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p>	

新	旧	備考
<p>同じ。)とする貸付契約のうち、償還期間が1年以上のものであって当該貸付契約の相手方又は保証銀行が名簿上名簿区分Gに格付けされているもの（以下「償還期間が1年以上の公的債務者向け貸付契約」という。）については、<u>特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の締結の申込みを要しない。仮に保険契約の申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</u></p> <p>② 「別紙7 公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象国」2に掲げる国を貸付契約の相手方の所在する国又は保証銀行の所在する国とする貸付契約のうち、償還期間が1年以上の公的債務者向け貸付契約であって、<u>契約金額が500万SDR以上（国民所得が10億アメリカ合衆国ドル未満の国については100万SDR以上）のものについては、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行したものに限り、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。</u></p>		
2 (略)	2 (略)	
<p>附 則 [抄] 附 則 [<u>平成30年8月1日</u>] この改正は、<u>平成30年8月8日</u>から実施する。</p>	<p>附 則 [抄] 附 則 [<u>平成30年7月10日</u>] この改正は、<u>平成30年7月18日</u>から実施する。</p>	
[別紙1]～[別紙6] (略)	[別紙1]～[別紙6] (略)	

新				旧	備考																																																
<p>[別紙7]</p> <p>公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象国</p> <p>1 対象国</p> <table border="1"> <tr> <td>アフガニスタン</td> <td>イエメン</td> <td>ガンビア</td> <td>ギニアビサウ</td> </tr> <tr> <td>キリバス</td> <td>キルギス</td> <td>サモア独立国</td> <td>サントメ・プリンシペ</td> </tr> <tr> <td>タジキスタン</td> <td>チャド</td> <td>中央アフリカ共和国</td> <td>ツバル</td> </tr> <tr> <td>トーゴ</td> <td>トンガ</td> <td>ニジェール</td> <td>ハイチ</td> </tr> <tr> <td>ブルンジ</td> <td>マーシャル諸島</td> <td>マラウイ</td> <td>ミクロネシア</td> </tr> <tr> <td>南スーダン共和国</td> <td>モザンビーク</td> <td>モルディブ</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 対象国</p> <table border="1"> <tr> <td>ウガンダ</td> <td>エチオピア</td> <td>ガーナ</td> <td>カメルーン</td> </tr> <tr> <td>ギニア</td> <td>ケニア</td> <td>コートジボワール</td> <td>コモロ</td> </tr> <tr> <td>コンゴ民主共和国</td> <td>シエラレオネ</td> <td>セネガル</td> <td>ソロモン</td> </tr> <tr> <td>タンザニア</td> <td>バヌアツ</td> <td>ブルキナファソ</td> <td>ベナン</td> </tr> <tr> <td>マダガスカル</td> <td>マリ</td> <td>モーリタニア</td> <td>モルドバ</td> </tr> <tr> <td>リベリア</td> <td>ルワンダ</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				アフガニスタン	イエメン	ガンビア	ギニアビサウ	キリバス	キルギス	サモア独立国	サントメ・プリンシペ	タジキスタン	チャド	中央アフリカ共和国	ツバル	トーゴ	トンガ	ニジェール	ハイチ	ブルンジ	マーシャル諸島	マラウイ	ミクロネシア	南スーダン共和国	モザンビーク	モルディブ		ウガンダ	エチオピア	ガーナ	カメルーン	ギニア	ケニア	コートジボワール	コモロ	コンゴ民主共和国	シエラレオネ	セネガル	ソロモン	タンザニア	バヌアツ	ブルキナファソ	ベナン	マダガスカル	マリ	モーリタニア	モルドバ	リベリア	ルワンダ				
アフガニスタン	イエメン	ガンビア	ギニアビサウ																																																		
キリバス	キルギス	サモア独立国	サントメ・プリンシペ																																																		
タジキスタン	チャド	中央アフリカ共和国	ツバル																																																		
トーゴ	トンガ	ニジェール	ハイチ																																																		
ブルンジ	マーシャル諸島	マラウイ	ミクロネシア																																																		
南スーダン共和国	モザンビーク	モルディブ																																																			
ウガンダ	エチオピア	ガーナ	カメルーン																																																		
ギニア	ケニア	コートジボワール	コモロ																																																		
コンゴ民主共和国	シエラレオネ	セネガル	ソロモン																																																		
タンザニア	バヌアツ	ブルキナファソ	ベナン																																																		
マダガスカル	マリ	モーリタニア	モルドバ																																																		
リベリア	ルワンダ																																																				
[別表] (略)				[別表] (略)																																																	